

佐賀大学における民間機関等との共同研究等実施細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、佐賀大学における民間機関等との共同研究等取扱規程（平成16年4月1日制定。以下「規程」という。）第18条の規定に基づき、共同研究等の申請手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同研究等申請書)

第2条 規程第4条の規定による共同研究等申請書は、別に定める共同研究等申請書によるものとする。なお、規程第12条第1項の規定による報告書は、これを準用する。

(受入れの通知)

第3条 規程第6条の規定による共同研究等受入れ決定の通知は、別に定める共同研究等受入決定通知書に前条の共同研究等申請書の写を添付して行うものとする。

(標準共同研究等契約書)

第4条 規程第7条の規定による契約は、別に定める標準共同研究等契約書により行うものとする。

(研究料等の納入)

第5条 規程第8条に規定する研究料及び第10条に規定する研究経費は、本学が指定する日までに学長の発行する請求書により納付させるものとする。

(民間機関等への出張)

第6条 規程第11条第3項の規定により研究代表者又は研究分担者に研究を行わせる場合は、研究用務のための正規の出張として手続をとるものとする。

(研究の完了の報告)

第7条 規程第13条の規定による報告は、別に定める民間等との共同研究等実施報告書により行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月17日改正)

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日改正)

この細則は、平成18年3月31日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月26日改正)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月24日改正）

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年9月23日改正）

この細則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年4月27日改正）

この細則は、令和3年4月27日から施行する。

附 則（令和5年3月22日改正）

この細則は、令和5年3月22日から施行する。

附 則（令和6年3月1日改正）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。